

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 育児休業後に社員が復帰しやすくするため、休業中の情報提供を行い、復帰の為に業務内容や業務体制を見直す。

<対策>

- 復帰 3 か月前に連絡を取り、職場の情報提供を行い、復帰に向けて話し合う
- 復帰 1 か月前に面談を行い、復帰後の業務内容や業務体制に取り組む

目標 2 : 有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得率 7 0 % 以上を保てるようにする。

<対策>

- 総務部で各所属の取得数を管理し、取得できていない部署に声掛けを行う
- 所属ごとの管理表を作成し、各所属長で管理できるように取り組む

目標 3 : 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備をする。

<対策>

- 育児休業と産後パパ育休に関する制度の周知をする
- 育児休業と産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）